

福祉環境委員会行政調査報告

福祉環境委員会委員長 前田 あきら

1. 日程

令和7年11月13日～11月14日

2. 調査項目

- (1) 福岡市（11月13日）
 - ・薬物乱用防止対策推進協議会などを通じたオーバードーズ対策
- (2) 福岡市（11月13日）
 - ・在宅連携支援システム（ケアノート）について
- (3) 福岡市（11月14日）
 - ・認知症に対する取組について（認知症の人にもやさしいデザイン）
- (4) 北九州市（11月14日）
 - ・プラスチック資源一括回収について

3. 委員長所見

- (1) 薬物乱用防止対策推進協議会などを通じたオーバードーズ対策

福岡市のオーバードーズ対策について、薬物乱用防止対策推進協議会など横の連携をいかした対策について視察した。

薬物乱用防止対策推進の協議体は、多くは都道府県単位で構成（兵庫も同様）されているが、福岡市では、政令指定都市として協議体を運営している。協議会では、関係機関が連携して総合的・効果的な防止策を展開するため、医療・学識関係、県警、保護司会、民児協、青少年育成団体と福岡市（保健医療局、こども未来局、教育委員会、市民局）で構成され、事務局も保健医療局が担っている。

若年層の大麻乱用防止の啓発については、「NO DRUG, KNOW DRUG キャンペーン」（FM福岡、福岡市、福岡市薬剤師会主催）や学校・地域での講演会、地元スポーツ選手を起用したSNS・WEBを活用した情報発信で啓発を強化している。

市販薬の適正使用（オーバードーズ対策）については、上記キャンペーン時に大学生中心にアンケートを2024年におこない、協議会でも共有し議論を開始している。

違法薬物の啓発が「ダメ・絶対」を基本とする一方、オーバードーズ対策は、女性中心に低年齢化している実態を踏まえ、緊急時の対応と根本的な予防・相談の両輪での取組みが求められることから、本市においても、関係機関が連携して、総合的な対策の強化が重要と考えられる。

(2) 在宅連携支援システム（ケアノート）について

福岡市の福岡市在宅連携支援システム（ケアノート）について視察した。

ケアノートは、平成29年度から本格運用が始まった「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」（データ集約・データ分析・在宅連携支援・情報提供の4つのシステムで構成）の一つとして、支援対象者の同意に基づき、家族・医療・介護関係者間で、医療や介護、日々の生活状況などの情報を共有する情報システムで、市内約59,000人の利用登録者を対象に、約740の医療機関・介護事業者がシステムを利用する。

利用者の要介護認定の審査状況や認定結果を確認できる機能や、ケアマネージャーが区役所の担当窓口まで出向いて確認する手間が省けるなどの功奏事例がある一方、医療関係者の利用が限定期である。本市においては、介護現場のICT化の支援が求められているが、情報共有の範囲においては、センシティブな個人情報の取り扱いなど情報漏洩リスクなど十分検証する必要があると考えられる。

(3) 認知症に対する取組について（認知症の人にもやさしいデザイン）

福岡市の「認知症の人にもやさしいデザイン」について視察した。

福岡市は、令和2年3月に「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を作成、30のポイントをまとめた「手引き」を参考に市内施設等へのデザインの導入を行うことで、認知症になっても暮らしやすいまちづくりにつなげていくことを目指している。

市役所内トイレに導入されたデザインを実地視察したが、認知症の人が居住されるご自宅や施設等だけでなく、外出先などの市内52か所（令和6年1月時点）の建物で認知症の人にもやさしいデザインが取り入れられ、認知症の人が暮らしやすい環境の整備を促進しており、取組みが評価され、2024年度「グッドデザイン賞ベスト100」も受賞している。

福岡市はこのほか、認知症コミュニケーション・ケア技法（ユマニチュード）の普及・啓発や、認知症の人と企業・団体が円滑に連携していくため「オレンジ人材バンク」の設立や認知症フレンドリーセンターを開設し、認知症の人の「支援」から「活躍」へのステップアップを図っている。

本市においても、2018年に「認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定し、いくつかの施策を実施しているが、「認知症対策」をより広く施策拡大していくことが考えられる。

(4) プラスチック資源一括回収について

北九州市のプラスチック資源一括回収について視察した。

プラスチック資源循環促進法が制定されたこともうけ、北九州市では、「製品プラスチック」も含めた「プラスチック資源一括回収」を令和5年10月より開始した。

一括回収の実施により、製品プラだけでなく容器包装プラスチックの収集量も増加し、プラスチックの収集量が3割増加するとともに、プラスチック焼却量の減量に成功しCO₂の排出量も年間6,600トン減少している。さらに、収集したプラスチックをリサイクルして、小学生向けの「教室机の引き出し」として商品化もおこなっている。

本市においても、令和7年11月に、プラスチック一括回収の方策に関するサウンディング型市場調査をおこない、「プラスチックのリサイクルが可能であること」「再商品化工程の一体化・

合理化による本市財政負担の軽減が可能である」ことが確認され、連携事業者の選定に着手したところである。

本市は後発であるが、他都市の先例も活かしながら、効果的な施策をスピード感をもって実施するとともに、新法の本来の目的である「プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制」、ひいては「プラスチック汚染」への積極的な対策に発展させたい。

